

(趣旨)

第1条 この告示は、林業従事者の技能・技術向上のため、従業員が取得する資格取得費用を負担する事業体や、資格取得を行う林業事業主又は事業体に対して、新見市林業資格取得費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業事業体 事業体自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている個人事業者又は団体（岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条に定める木材業者を含む。）
- (2) 自伐林家 自己所有の山林面積が1ヘクタール以上であり、自ら伐採から搬出、出荷までを行っている者で、自身で森林経営計画を作成し市に認定された者若しくは他の者と共同で作成した森林経営計画が市に認定された者又は伐採届（森林法（昭和23年法律249号）第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書等）を提出し計画的に施業を行っている者
- (3) 従業員 林業事業体が労働契約に基づき雇用している者のうち、その労働契約に雇用期間の定めがないもの

(対象資格)

第3条 補助金の交付対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、別表第1のとおりとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、当該資格の取得に対して、国、地方自治体等から費用の補填を受けているときは、補助金の交付対象外とする。

- (1) 林業事業体又は自伐林家
- (2) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者
- (3) 補助金の受領後も5年以上市内で事業を継続する意思を示した者又は対象資格を取得した従業員を5年以上継続して雇用する意思を示した者

2 交付可能回数は、別表第2のとおりとする。

(対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、次の各号に掲げる経費のうち、交付対象者が負担した

ものとし、対象資格が取得できなかった場合は、交付の対象としない。

(1) 資格取得に必要な能力を習得するための講座の受講料。ただし、資格の取得の前提となる卒業資格等を取得するための講座を除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、国その他資格授与機関が受講を指定する講習等の受講料

(3) 資格試験等の受験料及び登録免許料

2 消費税は交付対象経費に含むことができない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第3のとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新見市林業資格取得費支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して資格取得した日及び結果通知のあった日から3箇月以内に、市長に申請しなければならない。

(1) 第5条各号に掲げる経費を明らかにする書類

(2) 前号の経費の支払を証明する書類

(3) 資格取得を証明する書類の写し又は結果通知書類の写し

(4) 納税等状況調査同意書(申請者、資格取得者ともに必要)

(5) 誓約書(様式第2号)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合、審査し適当と認めるときは、新見市林業資格取得費支援事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により通知し、新見市林業資格取得費支援事業補助金交付請求書(様式第4号)により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) その他不正の事実があったとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときにおいて、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

| 資格番号 | 資格名                                      |
|------|------------------------------------------|
| 1    | 林業架線作業主任者免許                              |
| 2    | 無人航空機操縦士（ドローンの国家資格）                      |
| 3    | 第一種運転免許（準中型自動車、中型自動車、大型自動車、大型特殊自動車）      |
| 4    | クレーン運転士免許（クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士含む）     |
| 5    | 木材乾燥士                                    |
| 6    | 地山の掘削作業及び土止め支保工作業主任者技能講習                 |
| 7    | はい作業主任者技能講習                              |
| 8    | 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習（安全衛生教育含む。） |
| 9    | 不整地運搬車運転技能講習                             |
| 1 0  | 安全衛生推進者養成講座                              |
| 1 1  | フォークリフト運転技能講習                            |
| 1 2  | 小型移動式クレーン運転技能講習                          |
| 1 3  | 玉掛技能講習                                   |
| 1 4  | 無線技士                                     |
| 1 5  | 高所作業車運転技能講習                              |
| 1 6  | 木材加工用機械作業主任者                             |
| 1 7  | 伐木等の業務に係る特別教育                            |
| 1 8  | 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転に係る特別教育       |
| 1 9  | 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育                      |
| 2 0  | 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育                       |
| 2 1  | 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育                      |
| 2 2  | 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育                   |
| 2 3  | 移動式クレーン運転業務に係る特別教育                       |
| 2 4  | 移動式クレーン玉掛業務に係る特別教育                       |
| 2 5  | 刈払機取扱作業安全衛生教育                            |
| 2 6  | チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育              |
| 2 7  | チェーンソー以外の振動工具取扱作業安全衛生教育                  |
| 2 8  | 機械装置集材装置運転業務従事者安全衛生教育                    |
| 2 9  | 林内作業車を使用する集材作業従事者安全衛生教育                  |
| 3 0  | 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育                        |
| 3 1  | 林材業リスクアセスメント実務研修                         |
| 3 2  | 職長・安全衛生責任者教育研修                           |

別表第 2（第 4 条関係）

| 区分    | 交付可能回数               |
|-------|----------------------|
| 林業事業体 | 同一年度内、同一従業員につき、3 回まで |
| 自伐林家  | 同一年度内に 3 回まで         |

別表第 3（第 6 条関係）

| 区分                    | 補助額                               |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 対象経費が 1 0 万円以上        | 対象経費の 2 分の 1 以内とし、限度額を 1 0 万円とする。 |
| 対象経費が 5 万円以上 1 0 万円未満 | 一律 5 万円                           |
| 対象経費が 5 万円未満          | 対象経費の全額                           |

様式第 1 号（第 7 条関係）

新見市林業資格取得費支援事業補助金交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

新見市林業資格取得費支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|          |     |
|----------|-----|
| 1 取得資格名  | ( ) |
| 2 交付対象経費 | 円   |
| 3 交付申請額  | 円   |
| 4 資格取得者  |     |

※ 取得資格名の（ ）内には新見市林業資格取得費支援事業補助金交付要綱別表第 1 の資格番号を記入

添付書類

- (1) 資格取得に要した経費を明らかにする書類
- (2) 経費の支払いを証明する書類
- (3) 資格取得を証明する書類の写し又は結果通知書類の写し
- (4) 納税等状況調査同意書（申請者、資格取得者ともに必要）
- (5) 誓約書（様式第 2 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

## 誓約書

新見市長 様

私は、新見市林業資格取得費支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします

- 1 対象資格を取得させた従業員は、新見市林業資格取得費支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第3号に該当するものであること
- 2 対象資格を取得させた従業員から納税等状況調査の同意を得ていること
- 3 補助金の交付を受けた日から5年以上市内で事業を継続すること、又は、対象資格を取得させた従業員を5年以上継続して雇用すること
- 4 この誓約書に違反した場合及び要綱第9条の規定に基づき、市長が補助金の返還を命じた場合、既に交付を受けた補助金があるときは、これを返還すること

年 月 日

住所又は所在地

法人名 (屋号名)

及び代表者氏名

※本人が署名してください（押印不要）

- ・法人の場合は、記名押印してください。
- ・法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、押印してください。

様式第 3 号（第 8 条関係）

新見市林業資格取得費支援事業補助金交付決定及び確定通知書

新見市指令 第 号

申請者 住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった新見市林業資格取得費支援事業補助金の交付を決定し、交付金額を確定したので、新見市林業取得費支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知する。

年 月 日

新見市長 印

|         |                   |       |                |
|---------|-------------------|-------|----------------|
| 補 助 年 度 | 年度                | 補助事業名 | 新見市林業資格取得費支援事業 |
| 補助金の名称  | 新見市林業資格取得費支援事業補助金 |       |                |
| 補助金の交付額 | 円                 |       |                |

様式第 4 号（第 8 条関係）

新見市林業資格取得費支援事業補助金交付請求書

年 月 日

新見市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

新見市林業資格取得費支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり請求します。

|                                  |                                  |         |                    |  |
|----------------------------------|----------------------------------|---------|--------------------|--|
| 指 令 年 月 日                        | 年 月 日                            | 指 令 番 号 | 新見市指令 第 号          |  |
| 補 助 年 度                          | 年度                               | 補助金等の名称 | 林業資格取得費支援事業<br>補助金 |  |
| 補 助 事 業 等 の<br>名 称               | 林業資格取得費支援事業                      |         |                    |  |
| 補 助 金 等 交 付 決 定 及 び<br>交 付 確 定 額 | 円                                |         |                    |  |
| 請 求 額                            | 円                                |         |                    |  |
| 添 付 書 類                          | 新見市林業資格取得費支援事業補助金交付決定<br>及び確定通知書 |         |                    |  |
| 取 引 銀 行                          | フリガナ                             |         | 口座種別               |  |
|                                  | 口座名義<br>人                        |         | 口座番号               |  |